

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

重要事項説明書

社会福祉法人フェニックス
グループホームかんべの里

1. 事業主体概要

法人名 社会福祉法人フェニックス
代表者 沼田 裕子
所在地 〒731-0221
広島県広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号
TEL 082-812-3588
FAX 082-812-3589
設立年月日 平成17年10月1日
法人の理念 心ゆたかに 心やすらかに 心たのしく
介護保険 ケアハウスかんべ村
関連の事業 デイサービスセンターかんべ村
ヘルパーステーションかんべ村
居宅介護支援事業所かんべ村

2. 事業所概要

名称 介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホームかんべの里
目的 認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境の下で、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

運営方針 本事業は、要介護または要支援2以上の介護認定を受け認知症の状態にある方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の有する能力に応じた自立した、安心と尊厳のある日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。
本事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

代表者 管理者 出田 弘輔
開設年月日 平成29年4月1日
指定年月日 平成29年4月1日
事業所番号 3490100942
所在地 〒731-0221
広島県広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-9号
TEL 082-554-8800 FAX 082-554-6002

主な設備の概要	居室18室	(2階：9室) (3階：9室)
	トイレ全6箇所	(2階：3箇所) (3階：3箇所)
	浴室全2室	(2階：1室 個浴) (3階：1室 個浴)
	居間・食堂全2室	(2階：1室) (3階：1室)

3. 職員体制と職務内容等

(1) 管理者 1名

職員と業務の管理、基準遵守のための指揮命令、利用申込みの調整、サービス実施状況の把握

(2) 計画作成担当者 2名

介護サービス計画の作成

(3) 介護従業者 16名

日常生活全般にわたり必要な日常生活支援を行います。

4. 勤務体制

(1) 昼間の体制 3名 内訳：早出 7：00～16：00 (1名)

日勤 8：30～17：30 (1名)

遅出 11：00～20：00 (1名)

(2) 夜間の体制 1名 16：00～10：00 (1名)

5. 利用定員

定員：18名 (1ユニット 9名) × 2ユニット

6. サービス及び利用料等

(1) 保険給付サービス

食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等。

上記については包括的に提供されます。但し、入居後30日に限り、1日あたり32円割増になります。

(2) 保険対象外サービス

別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。

料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

・入居時にかかる費用

入居金：なし

入居後に入居利用料の2ヶ月分をお預かりします。これは、料金の滞納があった場合や退去時の居室清掃および原状回復のために使用し残金は返金します。

・毎月にかかる費用

居室の提供（家賃） 42,000円

食事の提供 43,000円

管理費 20,400円（水費光熱費を含む。）

冬季加算 11月～3月 2,172円

- ・個人にかかる日用品費用 その他、個人で使用する日用品は実費で自己負担となります。（別紙利用料金表参照）

7. 協力医療機関

- (1) 協力医療機関名 医療法人恵正会 にのみや内科
広島市安佐北区可部5丁目14-16
TEL：082-810-0188

(2) 入居前からの主治医の交代を望まない方に関しては上記の限りとせず、ご家族とご相談の上、対応いたします。

(3) その他協力医療機関は別紙参照

8. 入院時の対応

- (1) 医療機関に入院中の居室確保

月額を支払額のうち食費・水費光熱費を除いた額をお支払いいただきます。

入院が30日以上となる時は基本的に退居の対象となります。

9. 入居・退居等

- (1) 利用者の条件

次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

① 要支援2以上であり、かつ認知症の状態にあること。

- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③自傷他害の恐れがないこと。
- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に賛同できること。

(2) 身元引受人等の条件・義務

身元引受人を2名定めさせていただきます。

身元引受人は、契約上の債務について契約者と連携して責任を負うこととなります。また、事業所が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業所と協議し、身上監護に関する決定、入居者の引き受け、残留財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

(3) 契約の解除

1) 利用契約者による解除

文書で30日の予告期間を置いて通知することにより、いつでも契約解除ができます。

2) 事業所による解除

以下の場合、一定の予告期間において契約を解除することがあります。

- ①正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3か月分滞納したとき。
- ② 伝染性疾患により他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ入居者の退居の必要があるとき
- ③ 入居者の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき。
- ④入居者又は身元引受人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。
- ⑤介護認定において要支援1と認定されたとき。

10. 非常災害時の対策

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。

消防署への届け出日：平成29年3月13日

防火管理者：山門 学 甲 第229935号

1 1. 秘密の保持と個人情報

(1) 入居者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用事業所及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしたりしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(2) 従業者に対する秘密の保持について

就業規則にて従業者は、サービス提供をする上で、知り得た入居者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後も秘密の保持の義務はあります。

(3) 個人情報の保護について

事業所は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いません。事業所は、入居者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者により厳重に管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するため細心の注意を払うものとしします。

1 2. 衛生管理

(1) 衛生管理について

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。従業者の健康管理を徹底し、従業者の健康状態によっては、入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。

1 3. 運営推進会議の概要

(1) 運営推進会議の目的

認知症対応型共同生活介護に関する活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。

(2) 委員の構成

社会福祉法人フェニックスの評議員・入居者のご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市区町村の職員等の中から選任します。

(3) 開催時期 おおむね2ヶ月に1回以上開催します。

1 4. 高齢者虐待防止について

(1) 高齢者虐待防止等のための取り組み

事業所は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の設備に努めます。

虐待防止に関する責任者 管理者 出田 弘輔

1 5. 事故発生時の対応

当施設において、入居者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、入居者の家族等に連絡を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処遇について記録する。

1 6. 身体拘束等について

(1) 身体拘束等の禁止

事業所及びサービス従業者は、契約者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動（以下「身体拘束等」）を制限しません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者・計画作成担当者・介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行い個人では判断しません。

- ①当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③身体拘束等が一時的であること。

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、予め入居者の家族に身体拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

(4) 身体拘束等の記録

身体拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、入居者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

(5) 再検討

身体拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
非代替性	身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
一時性	入居者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.7. 苦情処理の体制

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、入居者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、入居者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した情報を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、入居者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。) 苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(2) 事業所苦情相談窓口 月曜日～金曜日 8:30～17:30

担当者 (管理者) 出田 弘輔

電話番号 082-554-8800

受付時間 毎週 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

(3) 行政機関苦情相談窓口

広島市安佐北区介護保険係 082-819-0621

国民健康保険団体連合会 082-554-0783

広島市介護保険課 082-504-2183

1.8. 情報開示事項の掲示

事業所の運営規程、利用契約書、重要事項説明内容等の主要な事柄について情報開示事項としてまとめ、かつ、それを事業所の見えやすい場所に掲示します。